

(9) 給油取扱所構造設備明細書 (危省令様式4のり)

記入例

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	自動車燃料油及び灯油の販売、これに伴うサービス業務を行う。						
敷地面積	965.53m ²						
給油空地	間口 19.5m		奥行 12.0m				
注油空地	有 (容器詰替・移動貯蔵タンクに注入) ・ 無						
空地の舗装	コンクリート・その他 ()						
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積		
	2階		399.45m ²		353.28m ²		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m ²	m ²				
上階の有無 (給油取扱所以外)	有 (用途) ・ 無 (有の場合、屋根又ははひさしの有無 有 (m) ・ 無)						
建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の1階の床面積		床又は壁で区画された部分 (係員のみが出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)			
	第1号	8.28m ²					
	第1号の2	12.53m ²		5.90m ²			
	第2号	24.02m ²		0m ²			
	第3号	86.33m ²		0m ²			
	第4号	0m ²					
	第5号	0m ²					
	計	131.16m ²		5.90m ²			
周囲の塀又は壁	構造等	コンクリートブロック		高さ	2m		
	はめごろし戸の有無 有 (網入りガラス・その他 ()) ・ 無						

(裏)

固定給油設備等	項目	型式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	設備				
	固定給油設備	AB1234	3	5.7m	11.5m
	固定注油設備	AB1235	1	17.8m	1.2m
固定給油設備以外の給油設備		給油配管及び（ホース機器・給油ホース車（台））・給油タンク車			
附随設備の概要		コンプレッサー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、クリーナー、マット洗い機、アーチ型洗車機、POS設備			
電気設備		電気設備の基準により設置			
消火設備		第4種消火設備2台 第5種ABC粉末消火器10型8台			
警報設備		事務所内に一般加入電話			
避難設備		なし			
事務所等その他火気使用設備		休憩室に湯沸かし器			
滞留防止措置		地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他（ ）			
流出防止措置		排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（ ）			
タンク設備		専用タンク	SF二重殻タンク 40kℓ×1	可燃性蒸気 回収設備	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
		廃油タンク等	SF二重殻タンク 2kℓ×1	簡易タンク	なし
工事請負者 住所氏名		川越市〇〇町〇〇番地〇〇 川越工事(株) 担当 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇			

記入方法（給油取扱所 構造設備明細書）

欄	記入方法
事業の概要	当該給油取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。
敷地面積	給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。
給油空地	次によること。 (ア) 間口の部分は、当該給油空地の一边のうちに実際に自動車等が出入りできる長さを記入すること。 (イ) 奥行とは、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。
注油空地	有無に○を付けるとともに、有の場合は、（ ）内の該当する項目に○を付けること。
空地の舗装	コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、仕様を記入すること。
「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。	
階数	当該建築物の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。
柱、床、はり、屋根	当該部分の構造を記入すること。 なお、建築基準法における構造も併せて記入すること。
窓	外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかつ書きで記入すること。
出入口	外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入すること。
建築面積	当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記入すること。
水平投影面積	建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
壁	外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入すること。
「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。	
階数	当該建築物全体の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。
延べ面積	当該建築物全体の建築基準法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。
建築面積	当該建築物全体の建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。
柱 床 は り 壁	当該建築物全体の建築基準法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。
上階の有無（給油取扱所以外）	給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合には、有に○をつけること。また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入すること
「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積とし、次によること。 なお、建築物の用途については、第3章第12節第1（屋外給油取扱所及び共通事項）9（1）を参照すること。	
第1号「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」	「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」のうち床又は壁で区画された1階部分の床面積（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）を記入すること。なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されていないもの）は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場に含まれるものであること。
第1号の2「給油取	給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積（原則と

扱所の業務を行うための事務所」	して従業員のみが立ち入る事務所、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等)を記入すること。
第2号「給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」	通常給油取扱所に入出入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入すること。
第3号「自動車等の点検・整備を行う作業場(壁等により区画された部分に限る。)」	リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。
第4号「自動車等の洗浄を行う作業場(壁等により区画された部分に限る。)」	自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入すること。
第5号	給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務(本社機能の事務所等)を行うための事務所の面積を記入する。
「計」	「1階」にあつては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあつては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入すること。
周囲の塀又は壁	防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。
「固定給油設備等」の欄	は、次によること。
「型式」	設置する固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)の製造会社における型式機種名を記入すること。なお、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの(以下「確認済機種」という。)にあつては、確認番号(例:TA-01-002)を書き添えること。
「数」	設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。
「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」	固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。
固定給油設備以外の給油設備	当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
附随設備の概要	危省令第25条の5で規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
電気設備	配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。
消火設備	危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該給油取扱所に設置したものを記入すること。
警報設備	令第7条第3項で規定する区分のうち、当該給油取扱所に設置したものを記入すること。
避難設備	当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
事務所等その他火気使用設備	給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入すること。
滞留防止措置	地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他の()内に仕様を記入すること。
流出防止措置	廃水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他の()内に仕様を記入すること。

「タンク設備」の欄は、次によること。	
「専用タンク」 「廃油タンク等」	それぞれの区分に応じた設置基数及びかっこ書きでそのタンク形状を記入すること。 例示：30KL×1基、20KL×1基、20KL中仕切(10:10)×1基
可燃性蒸気回収設備	該当する区分に○を付けるとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
簡易タンク	設置基数及びかっこ書きで当該簡易タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
工事請負者住所氏名	設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。